

- ・予備自衛官補(一般) 18歳以上 34歳未満
- ・予備自衛官補(技能) 18歳以上で衛生、法務、語学、整備、情報処理、通信、電気、建設、放射線管理の国家免許資格を有する者(資格により53歳未満～55歳未満の者)
- ▼**受付期間**
- ・一般幹部候補生
 - 3月1日(月)～4月28日(水)
 - 一般曹候補生
 - 3月1日(月)～5月11日(火)
- ・自衛官候補生
 - 年間を通して募集しています。
- ・予備自衛官補(一般、技能)
 - 現在募集中～4月9日(金)
- ▼**試験期日**
- ・一般幹部候補生
 - 5月8日(土)、9日(日)の両日
- ・一般曹候補生
 - 5月21日(金)～30日(日)のいずれか1日
- ・自衛官候補生
 - 受付時にお知らせします。
- ・予備自衛官補
 - 受付時にお知らせします。
- ▼**その他**
- ・自衛官採用の制度説明会を随時、自衛隊岡山地方協力本部津山出張所にて行っております。お気軽にお越しください。
- ▼**お問い合わせ先**
- ・自衛隊岡山地方協力本部津山出張所
 - 津山市山下9-12 セイコビル3階

電話(0868)221-5637
Eメールアドレス
hpl-okayama@poornod.go.jp
・鏡野町役場くらし安全課
電話(0868)54-2621

**鏡野町スポーツ少年団
ソフトボール協議会
新チーム結成と団員募集**

これまでは鏡野町スポーツ少年団ソフトボール協議会の活動拠点が、南地区と大野地区に分かれていましたが、令和3年1月より二つに統合され新チームを結成しました。鏡野町として子どもたちの活動機会を確保し、ソフトボールの楽しさや喜びを提供するとともに、心身の成長を育むことを目指して結成されました。基本的には家庭の日として休みを設けながら土、日曜日に鏡野南・大野小学校で活動を行っておりますので、興味をお持ちの小学1年生から6年生までの鏡野町全学区の児童の方々は、是非ともよろしく願っています。見学、体験も常時受け付けております。一緒にソフトボールを楽しみましょう。

▼**申込・お問い合わせ先**
鏡野町教育委員会生涯学習課
鏡野町スポーツ少年団
担当：山本
電話(0868)54-0573

**防災教育に関する
ボランティアスタッフの
募集について**

▼**内容** 防災イベントや、幼保こども園及び小学校を対象とした出張防災講座において、講師の補助(高度な知識は必要なく誰でも簡単にできます。)

▼**募集期間**
随時募集しています

▼**活動日数**
【防災イベント】
開催日:研修日の2日間(全日)

【出張防災講座】
年5回開催予定(1回2時間程度)

▼**お問い合わせ先**
NPO法人 いーなプロジェクト
電話(0868)54-1221

お知らせ

協会けんぽからのお知らせ

健康保険料率・介護保険料率が
変わります

協会けんぽは、中小企業等で働く従業員とその家族のみなさんが加入する健康保険です。

令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険料率は、10.17%を10.18%へ、介護保険料率は、1.79%を1.80%へ引き上げとなります。(任意継続被保険者は令和3年4月分から変更)

協会けんぽの健康保険料率については、毎事業年度において、都道府県ごとに地域の医療費等を反映し算定しています。

▼**お問い合わせ先**
協会けんぽ岡山支部
電話(086)803-5780

協会けんぽ岡山 検索

林業退職金制度(林退協)について

林退協は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従業員の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従業員が林業界をやめたときに林退協から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

○掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

○掛金の一部を国が免除します。
○雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

事業主の皆様へ

・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
・共済手帳を所持している従業員が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

詳しいことは、最寄りの支部又は本部へお問い合わせください。

▼**お問い合わせ先**
独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル
電話(03)6731-2809
FAX(03)6731-2890
ホームページでもご案内しております。
<http://www.rinakyotaisyokukin.go.jp/>

**津山圏域勤労者互助会
会員募集**

▼**対象** 津山圏域の中小企業
▼**費用** 月額500円(一人当たり)、入会金100円(一人当たり)
※パートタイマーの人も入会できます。臨時や季節的業務などで期間を定めて雇用されている人は除く)

▼**その他** 事業主が会費などを負担する場合、確定申告の際に必要な経費として計上することができます。 ※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

▼**お問い合わせ先**
津山圏域勤労者互助会事務局
(津山圏域雇用労働センター内)
電話24-36003